

各浄水場含水汚泥処分委託特記仕様書

【1】総則

1. 目的

この仕様書は、柏原・長穂・須々万・須万市浄水場(以下「各浄水場」という。)のろ過池より鋤取りされた汚泥(以下「含水汚泥」という。)を処分する業務に必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の履行義務

各浄水場から排出される含水汚泥を確実に処分するために設計書、仕様書及び契約書等に基づき委託業務を完全に履行するとともに関係法令を遵守しなければならない。

3. 委託業務の内容

含水汚泥の処分である。なお、作業要綱等については該当項目を参照のこと。

4. 指示の履行

受注者は、発注者係員の指示に従って業務に従事しなければならない。

5. 委託業務に従事する者の契約取消し

業務上、不適格と認めた場合は、契約を取消すものとする。

6. 従業員の勤務

従業員の勤務については、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。

7. 教育の徹底

受注者は、汚泥処分業務に対して、必要な知識及びマニュアル等を作成し、教育すること。

8. 労務管理

受注者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。

また、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

9. 安全管理

業務上、危険が伴う作業であることから、従業員に対し常に労務安全の指導と向上を図り事故の防止に努めなければならない。

10. 保健衛生管理

従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。

11. 委託業務に従事する者の資格

廃棄物の処分及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく許可を受けた者。

12. 緊急事態発生の対応

事故が発生し、含水汚泥の処分が出来なくなった場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告しなければならない。

13. 処分施設停止時の対応
処分施設が停止し含水汚泥の処分が出来なくなった場合は、発注者の承認を受けて処分場を変更しなければならない。
14. 委託業務就業時間
(1)浄水場の運転に支障をきたすことのないよう速やかに処分すること。なお、運搬者の就業時間は、午前8時30分から午後4時30分である。
(2)休日は、日曜日・国民の祝日・年末年始とする。
(3)本業務は、就業時間外であっても状況により発注者が必要と認めた場合は、その業務を行わせることができるものとする。
15. 契約単価
本業務において契約単価は変更しないものとする。
16. 請求方法
請求については、1t当りの汚泥処分金額(税込)に処分数量を乗じた金額を請求すること。
17. 支払方法
支払いは毎月払いとする。

【2】作業要綱

1. 含水汚泥処分業務
含水汚泥処分業務は以下の業務である。
 - (1)計量業務
含水汚泥の重量を計量し、発注者に報告する業務。
 - (2)処分業務
含水汚泥を適正に処分する業務である。(事務手続上は、含水汚泥を受注者に引渡した時点をもって完了したものとみなす。)
 - (3)搬出予定数量
約 150t
 - (4)搬出予定期間
契約日 ~ 令和7年3月31日
2. 発注者が受注者に本処分を委託するときは、マニフェスト(積荷目録)を交付し、受注者は、処分完了後直ちにマニフェストのD票・E票を発注者に返送しなければならない。
3. その他
 - (1)含水汚泥とは緩速ろ過池で使用される緩速ろ過砂で、比重が $2.6\text{t}/\text{m}^3$ (品質規定 $2.57\text{t}/\text{m}^3$ ~ $2.67\text{t}/\text{m}^3$)程度のものをいう。
 - (2)含水汚泥の管理は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)で行う。

【3】 付則

1. 処分業務を実施するために必要な備品、消耗品等は、受注者が備え付けるものとする。
2. 契約後速やかに産業廃棄物処分業許可書を提出すること。
3. 経費の負担区分
 - (1) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、発注者の負担とする。
 - (2) 業務の実施に当り、第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰する理由のほ
か、その損害は受注者の責任で処置すること。
 - (3) 盗難・災害の防止には万全の注意を払うこと。
 - (4) 含水汚泥処分の追跡調査を実施する際は協力すること。
4. 運搬委託業者については、契約締結後速やかに発注者より通知するものとする。
5. 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方が協議して決定する。